

## 南城市地域公共交通会議財務規程

### (趣旨)

第1条 この規定は、南城市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第16条の規定に基づき、南城市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (予算)

第2条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎年度予算を調製し、交通会議の承認を得なければならない。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに南城市長に送付しなければならない。

### (予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、補正予算を編成し、速やかに交通会議に諮るものとする。ただし、特に緊急を要するため交通会議を招集する時間的余裕がないことが明らかなきときは、専決することができる。

2 会長は、前項の規定により予算の補正を専決した時は、次の交通会議において、承認を得なければならない。

3 前各項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

### (予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

### (予算の流用及び予備費の充用)

第5条 会長は、歳出予算のうち項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、次の交通会議において、報告しなければならない。

### (出納及び現金等の保管)

第6条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第7条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務を担う。

(契約の手続き)

第8条 交通会議の契約に係る手続きは、南城市において定められている取扱いの例によるものとする。

(収入及び支出の手続)

第9条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、南城市において定められている取扱いの例によるものとする。

2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 現金出納簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第15条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに南城市長に送付しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 繰出金	1 繰出金	1 繰出金
4 償還金	1 償還金	1 償還金
5 予備費	1 予備費	1 予備費